

登 園 届

(保護者記入)

みのりヶ丘保育園 施設長 様

園児名

「(病名) 」と診断されましたが、症状が回復し、

令和 年 月 日「(医療機関名) 」において

集団生活に支障がない状態と判断されましたので登園いたします。

令和 年 月 日

保護者名

印

【医師の診断を受け、保護者が登園届を提出する感染症】

| 感染症名 | 登園のめやす |
|--------------------------------|--------------------------------|
| ① 溶連菌感染症 | 抗菌薬内服後 24～48 時間経過していること |
| ② マイコプラズマ肺炎 | 発熱や激しい咳が治まっていること |
| ③ 手足口病 | 発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること |
| ④ 伝染性紅斑(りんご病) | 全身状態が良いこと |
| ⑤ ウイルス性胃腸炎 (ノロ・ロタ・アデノウイルス等) | 嘔吐・下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること |
| ⑥ ヘルパンギーナ(夏かぜ) | 発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること |
| ⑦ RSウイルス感染症 | 呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと |
| ⑧ 帯状疱疹(ヘルペス) | すべての発しんが痂皮化していること |
| ⑨ 突発性発しん | 解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと |

(R 元. 5 改訂 加古川市幼児保育課)

保護者の皆さまへ

保育所は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、上記の感染症については、登園のめやすを参考に、かかりつけ医の診断に従い、登園届の記入及び提出をお願いします。なお、保育所での集団生活に適応できる状態に回復してから登園するようご配慮ください。